

運営方針に係る評価制度の見直しについて（案）

資料6-1

| | 現 状 | 所属長アンケートでの 主な意見や回答 | 見直しの内容 |
|------------------------|---|---|--|
| 運営方針の様式 | 様式1: 施策の選択と集中の全体像 | 意見なし | 変更なし |
| | 様式2: 重点的に取り組む主な経営課題 | ・マネジメントツールとして不十分 ・短いスパンの工程管理に不向き など | ・戦略とアウトカム、具体的取組と中間アウトカム、再構築（撤退）基準、中間振り返り、自己評価など、現在の項目をすべて備えていれば、所属の業務内容等の実情に応じた様式の変更や機能の向上（進捗管理情報やフルコスト情報の付加など）は可能とする。 ・今後は、各所属の好事例を全市的に共有するとともに、引き続き様式の改善に努める。 |
| | 様式3: 「市政改革プラン2.0」に基づく取組等 | 意見なし | 変更なし |
| | 様式4: 外部評価意見への対応方針 | 意見なし | 変更なし |
| | 様式5: 運営方針の達成状況（総括表） | 意見なし | 変更なし |
| 市民に対する 公表（HP・手渡し等） | 上記様式すべてを公表している。 | アカウントビリティの視点からすべて 公表すべきという意見が多数 | 引き続き上記様式すべてを公表する。 |
| 運営方針に掲載する 施策・事業の選択 | 所属長が“選択と集中”によって決定している が、所属によって掲載数に大きな差異（29年 度：1～69）がある。 | 意見なし | “選択と集中”を前提として所属長が決定するが、「市政運営の基本方針」「市政改革プラン2.0」等の全市的な方針に掲載されている重要な施策・事業は、運営方針に必ず掲載するものとする。 |
| 所属長による 進捗管理の頻度 | 年2回（中間振り返り・自己評価）は必須だが、それ以上は任意。 | 毎月実施は49所属中4所属のみ、 他は年2～4回、不定期、随時など | 市政改革室としては毎月実施が基本と考えるが、各所属で組織の規模や業務内容に応じて進捗管理（中間振り返り・自己評価を含む）をルール化するものとする。 |
| 運営方針制度に関する 市政改革室の役割 | 運営方針素案の点検 内部評価 | ・各所属の自律性が高まっていることから、市政改革室の関与は必要最小限に留めるべきである。 ・市政改革室には、様式の設定や目標達成状況の評価について、全市的視点でコントロールしてほしい。 など | 運営方針に掲載する施策・事業の選択や所属長による進捗管理の頻度については各所属の自律性を尊重すべきであるが、その実効性を担保し、全市的に一層自律性が高まるよう、啓発や監査の仕組みを構築する。 |